



2015年4月27日

各 位

東京都港区港南四丁目1番8号
会社名 アドソル日進株式会社
代表者名 代表取締役社長 上田 富三
(JASDAQ・コード3837)
問合せ先
役職・氏名 取締役経営管理部長 後関和浩
電話 03-5796-3131

株式報酬型ストックオプション制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションの導入に関する議案を、平成27年6月25日開催予定の第40回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 目的

当社は、取締役（社外取締役を除く）に対する報酬制度に関して、当社の業績・株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを導入するものであります。

2. 内容

当社取締役の報酬額は、平成23年6月23日開催の当社第36回定時株主総会において、年額2億円以内（但し、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。）とする旨のご承認をいただき、今日に至っておりますが、今般、取締役報酬制度の見直しにより、当該報酬額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額60百万円の範囲内で割り当てるものであります。

株式報酬型ストックオプションの具体的な付与数は、上記報酬等の額の範囲内で、取締役の職務執行状況等を勘案して取締役会の決議にて定めます。

当社取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容は以下の通りです。

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。但し、本議案の決議の日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算により調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

又、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができるものとする。尚、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の総数

毎年の定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の数は30,000個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。

尚、新株予約権の割り当てを受けた者は（以下、「新株予約権者」という。）、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとし、その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の内容

上記(1)から(7)までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集要項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以上